

新潟県条例第37号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)		(略)	
10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る <u>同条第7項</u> に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)	10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る <u>同条第6項</u> に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)
11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る <u>同条第7項</u> に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(6) (略)	(略)	11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る <u>同条第6項</u> に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(6) (略)	(略)
12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第13項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者 (1)～(5) (略)	(略)	12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第9項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者 (1)～(5) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。